保全異議申立書

平成28年9月18日

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債 務 者 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債権者と債務者間の横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮 処分命令申立事件について,同裁判所が平成28年4月18日にした仮処分決 定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分命令の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。 との裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利の不存在および保全の必要性の不存在

1 公表を禁じられた情報が現に拡散し続けていること

ウェブサイト目録1にある「全國部落調査」の画像・PDFと同等の情報は米 国の電子図書館「インターネット・アーカイブ」に所蔵される(乙36)など、本 件仮処分命令や債務者の意思とは無関係にさらなる拡散を続けている。

また、テキスト形式、HTML 形式の全國部落調査と同等の情報が、何者かによって開設された「同和地区.com」に掲載されており(乙37)、ウェブサイト

目録2,3,4,5に掲載されていたのと同等の情報が継続してインターネット で公開され続けている。

御庁は平成28年7月19日付けの決定書で債務者に対して1日10万円の間接強制金を課したが、そもそも本件仮処分命令自体が相手を誤ったものであり、実質的な理由が付されていないなど規範性が皆無であるから、実効性がない。

従って、もはや本件仮処分命令が意味をなしておらず、保全命令により守られる債権者の利益は存在しない。

2 保全命令が健全な議論を妨げていること

債務者は平成28年4月18日付け答弁書等で、いわゆる「同和地区 Wiki」は債務者が運営・管理するものではなく、その内容については不特定多数で編集されていることを説明したが、聞き入れられなかった。

また、保全命令が債務者の表現行為全般を将来に渡って禁止する不当な 人権侵害であること、曖昧すぎて完全な履行が不可能であることも主張した が聞き入れられなかった。

そして、対象が曖昧なまま漫然と本件仮処分命令が出された。

債務者は可能な範囲で命令を履行したものの、その結果「同和地区.com」 が開設されるという、異様で「滑稽な」状態が生じている。

本来は、この裁判をきっかけに同和問題について広範な議論が行われるべきであるのに、裁判所が「同和地区の場所は秘密」という結論を先取りし、国民の表現の自由を制限したため、もはや健全な議論はできない状態に陥っている。

第2 本件仮処分の違法性

1 憲法第21条第1項、第2項の違反

いわゆる「北方ジャーナル事件」(民集 40 巻 4 号 872 頁)等で、出版物等の仮処分による事前差止めは、検閲に当たらないとするが、そうであっても対象となる内容を特定するのが通例である。本件仮処分命令は、「類する情報」(ウェブサイト目録5)といった曖昧な表現を用いており、対象を特定しているとは言えない。具体的に、どの表現が誰のどのような権利を侵害するのか全く明らかにされていない。

また、本件仮処分命令は具体的な情報ではなく、債務者による同和問題全般についての表現行為を封じようというものであって、著しく不当なものである。

いわゆる「埼玉県加須市市長選挙無効事件」の東京高裁判決(昭和51年 (行ツ)第49号、最高裁ウェブサイト裁判例情報に掲載)では「仮りに歴史的社 会的理由による差別待遇を温存し助長するような言論をなす者があつたとして も、これを公権力によつて抑圧することが適法かどうかも全く別の問題である。 言論に対しては言論をもつてすべきが現代社会の常法であろう」としている。

平たく言えば「部落解放同盟は出版物に同和地区地名一覧を掲載したのに、部落地名総鑑を非難する資格があるのか」という問い対して、誰もが納得出来る答えを示さなければ、債務者以外の誰かによってか、あるいは債務者が別の方法によって疑問を提起することになるのであるから。この問題は永久に終わらないであろう。

2 憲法14条1項の違反

裁判という法律による判断を要する場面で「被差別部落出身者」という、あっ

てはらならい身分を主張し、そのことを前提に出された本件仮処分命令は違 法なものである。

過去の裁判例に照らしても、明らかに本件仮処分命令は異例で、「常軌を逸 した」ものである。裁判官が「部落は怖い」あるいは「部落民は可哀想な人達 だ」といった予断と偏見に基づいて異例な判断をしたものである。

「全國部落調査」見れば分かるとおり、「部落」は全国各地にありふれたものであって、部落と何らかの関わりを持つ人は珍しくないと考えられる。それにも関わらず、債権者が行っているように「被差別部落出身者」を主張することによって本件仮処分命令の「債権者」のような立場となり、差別だと言って「債務者」の表現行為を禁止させる権利があるということが同和問題の異常さを際立たせており、本件仮処分命令はむしろ部落差別を助長するものである。

第3 その他

同和問題が関われば、誤った風説・予断・偏見にもとづいて、しばしば「結論ありき」 の審理がされてきたことから、特に債権者が「被差別部落出身者」を自称している点 等に惑わされることなく、法と事実に基づいた誠実な審理と判断を望むものである。

一方、本件は国民全体の表現の自由、部落解放運動のあり方について重要な問題を含んでおり、債権者・債務者だけの利害の問題で済むものではないため、口頭 弁論により審理するよう強く要請する。

以上

疎明資料

- 乙36 インターネット・アーカイブ
- 乙37 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラートップページ